

令和6年度山梨大学教育学部附属中学校部活動方針

2024.04.01

平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動ガイドライン」、平成30年12月に文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が出され、山梨県教育委員会及び甲府市教育委員会の方針を受け、本校における部活動方針を策定することとしました。

本校では、学校教育目標の一つに「健康で情操豊かな生徒」を掲げ、部活動を通して、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の向上を図り、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることを目指して実施しています。

また、本校に設置する部活動は、生徒総会において承認され、学校長の許可を得たものであり、生徒会活動運営方針及び部活動のきまりに基づいて自発的・自治的な生徒会活動の実現を目指すものです。

1 適切な活動計画

- (1) 平日の月曜日は、全ての部で部休日とする。また、土曜日または日曜日のどちらかは部活動を原則行わない。
(ただし、特別延長時や部活動強化期間中、大会が土日に行われる等、事情によって実施しなければならない場合、副校長の許可を得て休養日を他の日に振り替える。)
- (2) 平日の活動は2時間程度、休業日の活動は準備片付けを含めて3時間を目安とする。
(練習試合・交流会・講演会等で1日の活動になる場合は、健康面に留意して対応する。)
- (3) 活動計画を作成し、副校長に提出する。副校長は、活動計画の確認により、部活動の状況を把握する。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 可能な限り顧問を複数配置し、生徒の安全確保、指導内容の充実を図る。
- (2) 部員数の増減に伴い、適切な顧問配置が行えるよう部活動数について検討を進める。

3 その他

- (1) 必要に応じて外部指導者、部活動指導員等の要請を行い、地域と連携を図る。
- (2) 感染症の蔓延等、地域の対応状況に合わせた運営を行い、生徒の安全確保に努める。
- (3) 本部活動方針は、国、県の別定するガイドラインの趣旨を踏まえ年度ごとに見直しを行う。

【関連資料】

- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
- ・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
- ・やまなし運動部活動ガイドライン
- ・やまなし文化部活動ガイドライン
- ・甲府市運動部活動に係る方針
- ・甲府市文化部活動に係る方針